

大田市告示第 83 号

大田市市税等の収納事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条の規定に基づき、歳入の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により、告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

大田市長 楫野 弘



1. 委託事務の範囲

市県民税・森林環境税（普通徴収）、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、保育所副食費、市営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、メゾン栄駐車場使用料、市営住宅（共益費）、特定公共賃貸住宅（共益費）、公社賃貸住宅（共益費）及び簡易給水施設使用料のコンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービスにおける収納事務

2. 委託事務の区域

全国一円

3. 委託の相手方

島根県松江市魚町 10 番地
株式会社 山陰合同銀行

東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
地銀ネットワークサービス 株式会社

別紙「提携コンビニエンスストア本部一覧」

「スマートフォン等の電子機器による決済サービスにかかる提携先一覧」の記載先

4. 指定日

令和 6 年 4 月 1 日

5. 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで